

いじめ問題の理解と予防について（お願い）

高知県立山田高等学校

令和2年10月22日に文部科学省が「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」を発表しました。それによれば、高等学校のいじめ認知件数は18,352件であり、前年度の17,709件からは643件の増加が認められ、全体として増加傾向にあります。

認知件数のうち、学校の教職員等が発見できた割合は58.5%であり、41.5%が学校の教職員以外からの情報に基づくものとなっています。学校の教職員以外からの情報については、本人からの訴えや本人以外の生徒からの情報もありますが、保護者からの訴えや情報がいじめの認知に繋がっています。

平成25年6月に制定されたいじめ防止対策推進法は、第8条で「学校及び学校の教職員は、基本理念の通り、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。」と学校及び教職員の責務を規定しています。また第9条では、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」、「保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。」、「保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。」と保護者の責務が規定されています。

つきましては、保護者の皆様がいじめの定義や学校の対応等いじめに関する基本的な内容について理解し、学校と連携しながらいじめの未然防止、早期発見・対応に取り組んで頂きますようお願いいたします。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条で、いじめの定義を次のとおり規定しています。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じた場合は、「いじめ」に該当するとされています。国立教育政策研究所が小中学生を対象に平成28年6月に実施したいじめ追跡調査によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、「被害経験が全くない」あるいは「加害経験が全くない」子どもはそれぞれ1割程度であり、多くの子どもが入れ替わり被害や加害を経験しています。つまり、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうると思えることが重要になります。

したがって、全ての保護者の皆様がいじめの定義を理解し、些細なことでもいじめとして積極的に認知することで、いじめの被害を見落とさず、見逃さず、いじめから子どもを守ることに繋がります。

2 いじめ防止基本方針

学校HPに「いじめ防止基本方針」を掲載しております。「いじめ防止基本方針」は「高知県いじめ防止基本方針」に基づき策定したものです。基本方針は、「第1 いじめ防止等の対策に関する基本理念」、「第2 いじめの定義」、「第3 いじめの理解」、「第4 いじめの防止等の対策のための委員会」、「第5 いじめ防止のための取組（人権意識を高める教育活動の推進のために）」、「第6 PTAや地域の関

係団体等との連携について」、「第7 いじめの早期発見、早期対応等」、そして「第8 重大事態への対処」から構成されています。

学校の取組が実効的なものになるためには、保護者の皆様のご理解ご協力が不可欠になります。普段から、いじめ防止等の取組を理解するとともに、学校行事等に参加いただきますようお願いいたします。

3 家庭でできること

先述しましたように、いじめ防止対策推進法ではいじめの防止に向けての保護者の責務が規定されています。規範意識や他者への思いやり等を養う関りを家庭で行うことが、子どもがいじめをしないことに繋がります。

また、子どもの心に寄り添ったり、子どもと一緒に過ごす時間をつくり、よいところを誉めたり個性を認めたりし、子どもが自信を持てるように接することも大切です。そして、近年SNSでのトラブルも多いことから、SNSの利用についても折に触れて子どもと話し合ってください。

次は、保護者の皆様が子どもの変化に気づくことができるように、子どもの様子を見る場面や視点を示したものです。気になる言動等がありましたら学校までご連絡くださいますようお願いいたします。

《子どもの様子を見る場面や視点》

いじめられている子どもの変化

【朝(登校前)】

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると、体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 登校をしぶる。
- 遅刻が多い。
- 食欲がなくなったり、黙って食べるようになる。

【夕(下校後)】

- 勉強しなくなる。集中力がない。
- お金を持ち出したり、頻繁に要求したりする。
- イライラしたり、おどおどしたり、落ち着きがない。
- 遊びの中で笑われたり、からかわれたりしている。
- 親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。

【1日を通して】

- よくため息をつく。元気がない。覇気がない。
- 服が汚れていたり、破られていたりする。
- 部屋にこもりがちで、家族と話そうとしない。

【夜(就寝前)】

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- 学校や友達の話題が減った。
- 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
- 理由をはっきり言わないあざや傷あとがある。

【夜間(就寝後)】

- 寝つきが悪かったり、眠れなかったりする。

- 学校で使うものや持ち物がなくなったりする。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。

【パソコン・スマホの使い方】

- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- パソコンやスマホを持ったら家族から離れることが多い。
- パソコンやスマホの使用時間が以前より長くなった。
- パソコンやスマホを使用しているときの表情が暗い。

いじめている子どもの変化

- 暴力的な言動や友達を中傷する言動がある。
- お金の使い方が派手になる。
- 普段持っていないものを持っている。与えられたお金以上のものを持っている。
- 時間にルーズになる。
- 言うことを聞かなくなる。

【引用・参考】

高知県教育委員会 人権教育・児童生徒課 『「高知家」いじめ予防等プログラム』，2020年4月2日
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310801/2020032500352.html>